

令和2年度「学校における医療的ケア実施体制構築事業」成果報告書

教育委員会名	刈谷市教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	○
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	○
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

- ① 刈谷特別支援学校は、主として肢体不自由児を教育する学校であり、在籍予定児童生徒の約2分の1が医療的ケアを必要としている。開校以来、市内にある刈谷豊田総合病院からの出向看護師による医療的ケアを実施してきた。そのケア内容は、3行為（吸引、経管栄養、導尿）に加え、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒もが在籍しているため、一層の安全・安心な学校生活を送れるような組織、体制作りを進めてきた。
- ② 令和2年度は、過去2年間の取組に引き続き、医療的ケアの必要な児童が新たに入学し、前年度よりも人工呼吸器を使用する児童生徒が増加するとともに、年度途中で医療的ケアを必要とする児童生徒が増え、安全・安心な医療的ケアを実施するために、日課の工夫、看護師と教員の連携など、学校運営を工夫・改善に取り組んできた。
- ③ 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるには、医療的ケアを実施する看護師・教員の役割分担及び協力体制を確立することが必要である。更には、学校と教育委員会が連携して安全・安心に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等の修正、改善を進めてきた。
- ④ 3年間をかけて、出向看護師システム（・病院看護師の出向によるフルケアの実施、・医療的ケア指導医を中心とした医療的ケア体制、・実施までの手続の簡略化、・出向看護師へのバックアップ体制の確立）を確立し、医療的ケアを実施することができた。
- ⑤ 看護師と教員の連携を推進するために、愛知県では実施されていなかった喀痰吸引等研修の登録研修機関としての登録を行い、教員に基本研修、実地研修を実施した。

3 研究の内容等

（背景・課題意識・提案理由）

愛知県の特別支援学校における医療的ケアは、設置者雇用の看護師により行われてきた。また、県立特別支援学校を所管する愛知県教育委員会は、県内の特別支援学校を総括的に管理する体制を構築するとともに、医師、看護師その他の医療関係者との連携を図りながら、医療的ケアの体制整備も図ってきた。これにより、医療的ケアが安全行われ、保護者の心理的・身体的負担も軽減されてきている。その反面、設置者雇用の看護師の場合、学校が単独で雇用するために、看護師が辞めてしまうと、また、一から再構築をしなければならず、また、新規の看護師は、医療的ケアを実施するための研修期間がかかり、保護者へ負担をかけてしまうという面もあった。

特別支援学校に在籍する児童生徒等の医療的ケアは、そもそも医師や看護師でなければ対応できない行為が多い。また、特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒は、障害が重度・重複化しており、医療的ケアの実施や健康状態の管理に特別な配慮を要する者も多い。こうしたことから、平成30年4月に開校した刈谷特別支援学校においては、医療的ケアを安全・安心に実施するため、刈谷特別支援学校の近隣にある刈谷豊田総合病院からの出向看護師が医療的ケアを実施してきた。このことで、一定数の看護師の配置が適切に行われることになり、医療的ケアの安定実施及び充実が図れている。

このように、特別支援学校の設置者と病院が提携し、安定的な看護師の配置が実現することで、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の対応の充実を図るとともに、医療的ケアの実施手順の簡素化を図ることが可能となり、保護者の負担軽減にもつながるものと考えている。

(モデル校選定理由)

平成30年4月に開校した刈谷市立刈谷特別支援学校は、主として肢体不自由児を教育する特別支援学校である。在籍予定児童生徒の約2分の1が医療的ケアを必要とし、そのケア内容は、3行為（吸引、経管栄養、導尿）に加え、人工呼吸器の管理等の医行為が必要な児童生徒であり、一層の安全・安心な学校生活を送れるような組織、体制作りが必要である。また、令和2年度もさらに高度な医療的ケアを必要とする児童の入学が予定され、これまでの就学前幼児の教育相談においても、今後、さらに人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒の増加が予想されている。

そこで、本特別支援学校は、刈谷市教育委員会と医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院とが協定を結び、出向看護師により医療的ケアを実施してきた。この出向看護師を基に、将来を見据えた学校における医療的ケア実施体制の在り方を検証することで、高度な医療的ケアに対応できる組織、体制を構築することができる考えた。

(事業の目標)

- 1 本特別支援学校の医療的ケア指導医を出向看護師と同じ刈谷豊田総合病院の小児科医に委嘱した。医療的ケア指導医による「①学校巡回指導」、「②医療的ケア運営委員会での助言」、「③学校からの医療的ケアに関する相談」、「④児童生徒の主治医との連携」などを通し、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児の受入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する。
- 2 刈谷豊田総合病院からの出向看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを安心して実施できるように、常に病院との連絡を密にするとともに、医療的ケアに対する研修体制の充実を図る。
- 3 本特別支援学校では、医療的ケアを行う体制が整備されて間もないが、「①医療的ケア運営協議会の設置、サポート」、「②学校における医療的ケア実施のための指導・助言・研修のサポート」を行うなど、医療的ケアに関するネットワークを構築する。
- 4 出向看護師を中心とした医療的ケアの運営をサポートするために、教員との連携は欠かせないと考えている。出向看護師と教員との連携方法を検証し、安全・安心な医療的ケア体制の構築を図る。

(研究仮説)

医療的ケアを必要とする児童生徒（一部）の主治医でもある刈谷豊田総合病院小児科医に本特別支援学校の医療的ケア指導医を担ってもらうとともに、同病院から看護師が出向することで、看護師の配置、特別支援学校と医療的ケア指導医及び主治医との連携・協力及び役割分担など総括的に管理する体制を構築することができる。

また、学校における医療的ケア実施体制を構築するに当たって、学校長を中心とした管理体制を確立し、医療的ケア指導医、主治医、学校医を含む学校関係者、その他有識者等による医療的ケア運営協議会により、病院からの出向看護師による医療的ケア実施体制の検証を行うことができる。

(取組内容)

① 教育委員会としての取組

「医療的ケア運営協議会」を年3回開催し、医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、主治医代表（あいち小児総合保健センター及び安城更生病院主治医代表）、刈谷市教育委員会、学識経験者、刈谷市立刈谷特別支援学校長等を構成員として、①特別支援学校における医療的ケアの実施体制、②医療的ケアの実施に当たり必要な事項、③関係機関の連絡・調整に関する事等について検討する。他県の視察やモデル校の実践

から、医療的ケア実施要綱の見直しを行う。また、研究の取組について医療的ケア連絡協議会で報告を行う。

② モデル校における取組

1 医療的ケア体制整備検討委員会

医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、出向看護師、刈谷市教育委員会、学識経験者、特別支援学校長、養護教諭、保健主事等を構成員として、校内における医療的ケア実施方法及び刈谷豊田総合病院との連携方法を構築する。

2 医療的ケア保護者サポート会議

医療的ケア指導医、出向看護師、特別支援学校長、養護教諭、保健主事等、保護者代表を構成員として、保護者の思いを踏まえ、医療的ケアの在り方、保護者の負担軽減方を検討し、本特別支援学校にふさわしい医療的ケア実施体制を構築する。

3 出向看護師による安全・安心システムの構築

出向看護師は、高度な医療的ケアの必要な児童生徒の変化についても、直接、主治医の指示を得ることなく、対応を判断しなければならないことがある。そのような状況をできる限り少なくするために、常に医療的ケア指導医に相談でき、緊急時に対応できるシステムを構築する。また、出向看護師を安定的なシステムにするために、病院勤務看護師の研修を実施したり、サポート看護師を出向してもらったりするなどの出向看護師システムを構築する。さらに、出向看護師と教員が連携し、教員がサポートできるように、認定特定業務従事者としての取組を検証し、教員の研修を実施する。

4 出向看護師システムに関する意識調査の実施

本事業の実施前後で、関係特別支援学校教職員、看護師、保護者等の意識調査を実施し、より安全に円滑に医療的ケアを実施できるための研修、体制等についての検証を行う。

5 ガイドライン、マニュアルの充実

平成30年度に作成した「医療的ケア基本マニュアル」「緊急時対応マニュアル」「人工呼吸器ケアガイドライン」「気管カニューレガイドライン」等、ガイドライン、マニュアルに基づいた医療的ケアを実施しながら、内容の充実を図っていく。

6 リーフレット作成

保護者及び主治医に、本校医療的ケアの仕組みを説明するために、全体図や手順手順、役割を明記したリーフレット（保護者用、医療関係者用）を作成し、説明時に使用する。

7 特別支援学校での高度な医療的ケアの実践

1年間の実践の中で、人工呼吸器の管理等に関する実践、ヒヤリハット事例の整理・分析、医療的ケア運営協議会等の検討を受けた実践、医療的ケア指導医による個別研修、関係機関主治医等による全体研修を行う。

8 教職員全体研修の実施

医療的ケアに直接関係ない教職員も含めて、医療的ケアに関する理解・啓発を図るための校内研修を計画、実施し、医療的ケアのバックアップ体制を構築する。

9 先進校への視察

人工呼吸器の管理等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の対応について、県外視察を計画し、モデル校等の教員と一緒に研究に必要な情報の収集に努め、医療的ケア実施体制構築の参考とする。

（評価の観点及び評価の方法）

1 評価の観点

- ① 出向看護師システムによる医療的ケア実施体制構築とネットワークの構築状況
- ② 本特別支援学校における医療的ケア実施のための環境整備状況
- ③ 高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応と保護者との連携
- ④ 出向看護師と教職員の役割分担と連携方法
- ⑤ 医療的ケアが必要な児童生徒の授業内容、方法の検討・充実

2 評価の方法

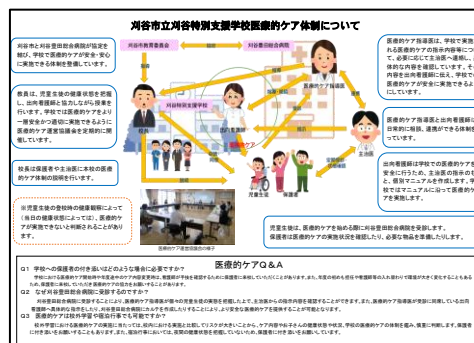
- ① 本特別支援学校で実施する医療的ケアにおいて、実施体制に関する具体的な計画の策定及びその研究結果の分析等を「医療的ケア運営協議会」で行い、必要なケースは改善を行う。
- ② 確立したことを学校のホームページで公開するとともに、年度末に実践研究会を実施し、教育関係者等からの評価に基づき、実施体制の更なる改善を行っていく。

4 事業を通じて得られた主な成果

本事業を通して得られた成果は以下のとおりである。

- ① 刈谷豊田総合病院と刈谷市が協定を結び、病院からの出向看護師により、専門性の高い看護師の安定的配置をすることができた。更には、校外学習や修学旅行等の泊を伴う行事の際にも看護師の付添が可能となり、高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒が校外学習、泊を伴う行事への参加が可能となる実施計画を作ることができた。
- ② 刈谷豊田総合病院小児科部長に医療的ケア指導医を委嘱したことで、出向看護師が同じ病院内での勤務経験もあるため、出向看護師の相談事項に対して、医療的ケア指導医からの指導・助言をスムーズに行うことができた。更には、医療的ケア指導医を中心とした高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒の主治医との連携・協力体制が取れ、医療的ケア実施までの手順が簡略化できた。
- ③ 出向看護師システムについて、児童生徒の主治医への説明を直接教員が実施し、主治医から医療的ケア指導医への「主治医意見書」「診療情報提供書」の提出、主治医作成による「医療的ケア指示書」に基づく医療的ケア指導医の受診、更に出向看護師による個別マニュアル作成までを前年度中に終えることで、新年度4月の入学式・始業式からの出向看護師によるフルケアを可能にした。

これらの出向看護師システムを構築したことにより、①人工呼吸器を装着している等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応方法が確立できた、②医療的ケアを必要とする児童生徒の授業及び学校行事への参加が可能となった、③医療的ケアを実施するまでの手順の簡素化できた、④学校待機の必要性がなくなるなどの保護者の負担軽減を図ることができた。また、令和2年度は、更なる充実を図るために、リーフレットを作成し、本校の医療的ケア体制についての説明時に使用している。



5 課題と今後の方策

刈谷豊田総合病院からの出向看護師システムを構築できたことで、①看護師の勤務体制の整備、②医療的ケア実施上の安全確保、③出向看護師の適切な人数確保が可能となった。

また、年度当初と児童生徒の実態が変わることに伴う、医療的ケア指示書への追記や医療的ケア内容の追加・変更があった場合や、出向看護師の長期欠席、泊を伴う行事への看護師付添に対する校内医療的ケア体制について、対応手順を確立することができた。

この度の医療的ケア指導医を中心とした出向看護師システムを構築したことで、医療的ケアの申請手続の簡略化が図られ、申請手続完了までの期間の大幅な短縮につながったため、保護者負担を減らすことができた。

さらには、安定した出向看護師システムにより、医療的ケア場面で、教員がどのようにかわり、連携したら良いかを検討し、第三号研修を実施した上で、令和3年度から実施可能となった。

今後、この出向看護師システムを実施しながら、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応、校外学習を含む泊を伴う行事への付き添い時の医療的ケア体制及び校内の医療的ケア体制の在り方等、実践を積み重ねて、より良い医療的ケアシステムの構築につなげていきたい。

Ⅱ 詳細報告

1. 指定したモデル校の概要等

(1) モデル校の一覧

学校名	学校種	医療的ケアが必要な児童生徒等 数合計	医療的ケアを実施する看護師の 配置人数合計	認定特定業務従 事者の人数合計
刈谷特別支援学校	肢体不自由	14名	6名	0名

(2) モデル校の概要及び医療的ケア実施体制

【刈谷特別支援学校（肢体不自由）】

①医療的ケアを実施したモデル校の状況

刈谷市にはこれまで特別支援学校がなく、医療的ケアが必要な児童生徒は、知多半島にある半田市の「愛知県立ひいらぎ特別支援学校」まで長時間かけて通学していた。この課題を解消するために、刈谷市は、肢体不自由に特化した特別支援学校である刈谷市立刈谷特別支援学校を設置した。

モデル校である刈谷市立刈谷特別支援学校（以下「刈谷特別支援学校」）は、衣浦定住自立圏を構成する3市【刈谷市（中心市）、知立市、高浜市】に在住の肢体不自由のある児童生徒を対象とし、小学部、中学部、高等部を設置している。また、刈谷市立小垣江東小学校に併設し、日常的な交流及び共同学習が可能な環境にある。

刈谷特別支援学校では、地域医療の中心的存在である「医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院」（以下「刈谷豊田総合病院」）から看護師が出向し、医療的ケアを実施する予定である。

≪刈谷豊田総合病院≫

- ・ 車で学校からの移動時間 約15分
- ・ 救急車を学校へ呼んだ際の標準的な到着時間 約15分

②モデル校の校内委員会の構成と運営方法（構成員、開催回数、検討内容）

（「医療的ケア安全委員会」の設置）

- ・ 医療的ケアを円滑に実施するため、刈谷特別支援学校内に「医療的ケア安全委員会（以下、「安全委員会」という。）」を置く。
- ・ 安全委員会の構成メンバーは、校長、教頭、学校医、看護師代表、事務長、部主事、医療的ケア部主任、養護教諭、関係担任、その他校長が必要と認めた者とする。
- ・ 運営方法は、医療的ケアの実施に当たり、あらかじめ学校における医療的ケア実施要項を定め、医療的ケアの実施及びその内容について、安全委員会で協議する。
- ・ 安全委員会での検討内容は、

①本人の状態・主治医の意見

- ②出向看護師が実施できること、実施できないことの確認
 - ③医療的ケアに関する校内体制の整備
 - ④緊急時対応マニュアルの作成、修正
 - ⑤インシデント、ヒヤリハット事例の検証、対応策の検討
 - ⑥医療的ケア運営協議会の提案事項の検証 など
- ・ 安全委員会は、医療的ケアの実施に当たり、保護者、主治医、医療機関及び刈谷市教育委員会との連絡調整等を行い、月1回開催する。

(令和2年2月20日現在)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部（本科）	高等部（専攻科）	合計
(1)全児童生徒等数	名	15名	5名	9名	名	29名
(2) 次の、(4)、(5)以外の本校・分校・分教室在籍している医療的ケアが必要な児童生徒等数	名	9名	1名	4名	名	14名
(3) (2)の児童生徒等数のうち保護者が医療的ケアを実施しない又は保護者の待機が不要な児童生徒等数	名	9名	1名	4名	名	14名
(4) 病院内や病院に併設している特別支援学校の本校・分校・分教室在籍している医療的ケアが必要な児童生徒数	名	名	名	名	名	名
(5) 医療的ケアが必要な訪問教育生	名	名	名	名	名	名
医療的ケアを実施した看護師の配置人数					6名	
認定特定業務従事者の人数					0名	

2. 研究の方法等

(1) 教育委員会・医療的ケア運営協議会（仮称）の構成員

所属・職名	備考
-------	----

1	刈谷豊田総合病院・医師	
2	安城更生病院・医師	
3	あいち小児保健医療総合センター・医師	
4	日本赤十字豊田看護大学・教授	
5	日本赤十字豊田看護大学・助教授	
6	愛知教育大学・助教授	
7	刈谷豊田総合病院・看護部長	
8	愛知県総合教育センター・研究指導室長	
9	刈谷市教育委員会・指導主事	
10	刈谷市立刈谷特別支援学校・校長	
11	刈谷市立刈谷特別支援学校・養護教諭	
12	刈谷市立刈谷特別支援学校・医療的ケア担当	
13	出向看護師	

(2) 本事業で連携した医療機関、医師会、看護協会、医療系大学等名

	所属・職名	備考
1	刈谷市医師会	
2	刈谷豊田総合病院	
3	安城更生病院	
4	あいち小児保健医療総合センター	
5	衣浦東部保健所	
6	日本赤十字豊田看護大学	
7	愛知教育大学	

(3) 医療的ケア指導医の配置・活用

①配置人数、主な経歴・資格、指導医の配置・活用時間・回数

- ・ 刈谷特別支援学校において実施される医療的ケアを、安全かつ円滑に実施するため、刈谷市と協定を結ぶ刈谷豊田総合病院の小児科部長を1名医療的ケア指導医に委嘱する。
- ・ 当該医療的ケア指導医は、刈谷豊田総合病院で、長きにわたり小児科に在籍し、多くの児童生徒の医療に携わってきており、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒（一部）の主治医でもある。
- ・ 医療的ケア指導医の業務として、年に複数回、学校を訪問し、医療的ケアに関する個別の指導・助言をすること、教職員及び出向看護師への医療的ケアの基礎知識に関する研修を実施すること、関係主治医との連携をすること等を、刈谷市教育委員会及び特別支援学校の求めにより行うことである。

- ・ 学校への訪問日時は、医療的ケア指導医と学校が調整の上決定し、1回あたりの指導時間はおおむね2時間から3時間とする。

②医療的ケア指導医の取組内容

「刈谷市立刈谷特別支援学校医療的ケア指導医設置要綱」に基づき、以下の職務を担う。

- ・ 学校訪問による医療的ケア実施体制等の確認
- ・ 学校での医療的ケアに関する指導、助言
- ・ その他、校長が必要と認めるもの

③医療的ケア指導医の配置又は活用により得た成果

医療的ケア指導医を配置することで、医療的ケアを必要とする児童生徒の状態を医学的な立場で把握し、適切な医療的ケアの内容等を判断し、出向看護師への指導や助言を行うことができる。

また、主治医と連携を図り、「医療的ケア指示書」、「診療情報提供書（照会状）」、電話等による情報交換を通じて当該児童生徒の状態を把握し、併せて学校の医療的ケア体制を把握することができる。さらに、学校から医療的ケアの実施状況について報告を受け、適宜指導や助言を行うことができる。

さらに、教職員及び出向看護師への医療的ケアの基礎知識に関する研修の実施が可能となる。

(4) 医療的ケア実施マニュアル等策定に関する検討会議（仮称）の構成員

	所属・職名	備考
1	刈谷豊田総合病院・医師	
2	刈谷豊田総合病院・看護部長	
3	刈谷市教育委員会・指導主事	
4	刈谷市立刈谷特別支援学校・校長	
5	刈谷市立刈谷特別支援学校・養護教諭	
6	刈谷市立刈谷特別支援学校・医療的ケア担当	
7	出向看護師	

① 取組内容

医療的ケアを安全・安心に実施するためには、出向看護師と教員の連携体制の構築と医学的な理解が必要であり、安全性を確保するため、平成30年度にマニュアル、ガイドライン作成をした。令和元年度は、30年度に作成したマニュアル、ガイドライン等を実践しながら、校内で検討をした上で、「医療的ケア運営協議会」を開催し、必要に応じてマニュアル等の検討・見直しをしながら、実施体制マニュアルについての検証を行い、刈谷特別支援学校の医療的ケア体制に適したマニュアルの修正、追記等を行った。令和2年度においても、さらに実態に応じたマニュアル・ガイドラインの改訂を行った。

② 医療的ケアマニュアル等の改訂により得た成果

改訂した内容は、

- ・ 高度な医療的ケアの必要な児童生徒等の特徴と留意点
- ・ 医療的ケア実施時における教員が行うことが許容される範囲と出向看護師の役割
- ・ 特別支援学校における医療的ケアの実施体制
- ・ 特別支援学校の教員、出向看護師に対しての支援体制 等、

実施体制、研修内容、事故防止対策、感染予防策等について具体的に記述し、マニュアルの活用により、医療的ケアを必要とする児童生徒等の安全・安心な学校生活の一助になるとともに、修正、追記等することで、さらに内容の充実したマニュアル等が作成できた。

(5) 研修テキストの策定

① 取組内容

開校と同時に医療的ケアを実施しながら、関係教員向け研修テキストを作成するとともに、医療的ケアの理解・啓発を図るための研修テキストを作成した。

具体的には、医療的ケアの意義や対応の経緯、医療的ケアの必要な児童生徒に対する教育的関わりについて及び各種障害の解説、医療的ケア及び連携方法等である。

② 研修テキストの策定により得た成果

医療的ケア児の担任だけでなく、直接担当していない教員に対しても、医療的ケアの重要性と医療的ケア実施内容等を知る機会になり、個別に研修することができた。

(6) 継続した看護師確保に関する検証

① 取組内容

刈谷特別支援学校においては、刈谷豊田総合病院からの出向看護師システムにより、「欠員が出ても切れ目ない派遣」を可能としている。この切れ目ない派遣をさらに確実なものにするために、病院勤務看護師の学校訪問研修を実施し、学校における医療的ケアの現状を知る機会を設定している（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施できなかった）。また、出向看護師も、病院看護師と同様に、病院内での看護師研修を実施し、力量の確保を図ってきた。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施できなかった病院看護師の研修方法、学校行事付添時の補充看護師システム等について、出向看護師システムの在り方を実践しながら検証していく。

② 取組成果

今年度も、看護師の人数は昨年度と同様の6人であった。対象児童生徒数に応じたり、医療的ケア実施内容に応じたりするためには、適正な看護師数の検証は必要であると考えている。しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒の登校も控える傾向が見られたため、医療的ケア実施数は参考にならなかった。

(7) 高度な医療的ケアを実施することに対する意識調査

① 調査内容

本年度は、看護師、教員、関係保護者に、医療的ケア実施状況に関するアンケート調査を実施した。調査項目は、連携・協力状況、安心できる体制、緊急時の対応、環境衛生状態、校内体制状況等、13項目である。

② 調査による結果

保護者に関しては、出向看護師システムにより、学校待機の必要性がなくなったこと、病院からの出向看護師に安心して任せていることが伺える。教員においては、看護師に任せっきりになっていたが、第三号研修実施後には、看護師と連携した取組に対する意識に変化が見られた。看護師は、緊急時の対応等、安全・安心してできる医療的ケア体制への思いが強かった。

3. 実施体制

